

阪南市地域交流館（共用会議室及び体育施設）を使用されるみなさまへ

地域交流館（共用会議室及び体育施設）の使用上のお願いについて

- ・ 使用日には、使用許可書を必ず受付に提示し「地域交流館使用チェック表」を受け取り、使用終了後に記入し提出してください。
- ・ 使用場所の準備及び後片付け（清掃等）は、使用したみなさまが行ってください。
- ・ 机、イス等はていねいに取り扱い、移動させた場合は、元の位置に戻してください。破損や滅失させたときは、損害賠償いただきます。
- ・ 地域交流館内は、禁煙です。
- ・ 地域交流館内へのアルコール飲料の持ち込みは、一切禁止です。
- ・ 共用会議室及び体育施設での食事は、原則禁止です。必要な場合は、社会福祉協議会職員にご相談ください。
- ・ 使用時間は、厳守してください。
- ・ ゴミは、各自でお持ち帰りください。
- ・ 駐車スペースが限られていますので、マイカーでの来館は、できる限りご遠慮ください。
- ・ その他わからないことは、社会福祉協議会職員におたずねください。

地域交流館（共用会議室及び体育施設）の使用上の制限について

1. 次の各号のいずれかに該当するときは、地域交流館を使用できません。
 - (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認めるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他社会福祉協議会が不適当と認めるとき。
2. 使用の許可を受けた後でも、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を中止していただきます。
 - (1) 阪南市地域交流館条例に違反し、又は阪南市地域交流館条例に基づく指示に従わないとき。
 - (2) 前項各号に該当する事由が発生したとき。
 - (3) 緊急やむを得ない事情により公用で使用する必要があるとき。
3. 使用者は、許可を受けた目的以外に使用したり、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸することはできません。

地域交流館（共用会議室及び体育施設）の使用料の返還について

次の場合は、使用料を返還します。

1. 非常災害その他の使用者の責めによらない理由によって使用することができなくなった場合
2. 緊急やむを得ない事情により公用で使用する必要のため、使用許可を取り消した場合
3. 使用日前3日までに使用の取り消しを申し出た場合